

確定申告を 受け付けます

問合せ先
役場住民課住民税係
☎574・2213

令和6年分所得税・復興特別所得税の確定申告および令和7年度町道民税の申告を受け付けますので、次の事項に該当する方は、必ず申告してください。

なお、申告受付会場は非常に混み合い、長時間お待たせする場合があります。

医療費控除の明細書や収支計算書などは、事前に作成したうえでお越しください。

※令和6年分所得税の定額減税については、確定申告において精算することになります。

◆申告受付日程

会場	月日	時間
池田税務署 ※入場整理券が必要	2月17日(月)	9:00～16:00
	3月17日(月) ※ただし土日・祝日は除く	8:30～12:00 13:00～16:00
役場住民課 (1階会議室)		
大津コミセン	2月27日(木)	10:00～12:00
		13:00～16:00

- 申告しなければならぬ方
令和7年1月1日現在、豊頃町に住所を有し、次に該当する方
○令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に、何らかの所得があったすべての方
○給与所得者で年末調整をされていない方、また、年末調整をされている方も他の事業所等から給与を受けている方
- 今後、児童手当・保育所入所・扶養認定などのために、所得証明書等が必要となる方
- 所得税、町道民税の控除額が違うなどの理由のため、所得税の確定申告は必要ないが、町道民税の申告が必要な方
- 国民健康保険に加入して所得税、町道民税の申告をしていない方
- 申告のときに必要なもの
○印鑑（振替納税を希望される方は、銀行に届けている印鑑）
○給与・賃金・年金などを受けている方は、源泉徴収票または支払者の証明書
○事業を行っている方は、収支、経費の分かる明細書
○生命保険料、地震保険料、国民年金等の領収書や証明書（控除を受ける際には、証明書が必要です。）
○医療費控除の申告をする方は、領収書

農業者年金のお知らせ

問合せ先
農業委員会事務局
☎574・2218

農業者年金に加入しませんか

農業者年金に加入した方から「制度を知っていたらもっと早く加入したのに」との声があります。

農業者にとって大変有利な制度です。制度を理解をして早期加入で豊かな老後生活を過ごしましょう。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入することができます。

◆制度の主な特性は次のとおりです。

- ① 農業経営者、経営者の配偶者、後継者、後継者の配偶者など幅広い加入が可能です。
- ② 保険料は積立方式・確定拠出型のため安心な年金制度となっています。
- ③ 支払った保険料は、全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。
- ④ 終身年金のため老後の年金生活が保証されています。

◆保険料は次のいずれかを選べます。

① 月額2万円から6万7千円までの範囲で選択でき、いつでも見直すことができます。さらに35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円からでも加入で

▽確定申告を受け付けますほか
広報とよころ

議会だより

役場だより

または、医療費のお知らせハガキ等を持参いただき、受診者・医療機関ごとに計算してお持ちください。※支払った医療費が戻るわけではありませんので、ご注意ください。

○所得税および復興特別所得税の振替納税または還付請求をする方は、本人が開設している銀行等の口座番号
※申告書の関係用紙は受付時にお渡ししますが、事前に必要な方は、住民課に請求してください。

公的年金等を受給されている方の確定申告について

次のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 公的年金等の収入金額が400万円以下（複数から受給されている場合は、その合計額）
- 公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

問合せ先
役場住民課住民税係
☎574・2213

源泉徴収税額や予定納税額があり、所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

住民税に関する詳しいことは、役場住民課までお問合せください。

駐在だよりはるにれ

～みんなで作る～ 安心なまち

冬道での交通事故防止のポイント

- ◆スピードダウンと慎重な運転を
冬道では、滑りやすい路面でのスリップ等による正面衝突や路外逸脱事故、追突事故が多発します。スピードダウンと路面状況に合わせた慎重な運転を心がけましょう。
- ◆時間に余裕をもった運転を
先を急ぐと危険なので、目的地までの道路状況や天候を確認して、時間に余裕を持った運転を心がけましょう。
- ◆「急」のつく運転操作は危険
急発進・急ハンドル・急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険です。道路状況に応じたハンドル、ペダル操作を心がけましょう。
- ◆交差点の死角に注意
交差点では「車が来ているかもしれない」、「歩行者が横断するかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。
- ◆悪天候に注意
吹雪や大雪など悪天候時は不要不急の外出は控えるようにしましょう。万が一の立ち往生等に備えて防寒具やスコップ等を車に準備しておきましょう。

「マイナ免許証の運用開始」

改正道路交通法の施行により、令和7年3月24日から、マイナンバーカードが運転免許証として利用できるようになります。

免許は3タイプが選べます。

- ① 従来どおりの運転免許所
- ② 運転免許証の免許情報が記録されたマイナ免許証（マイナンバーカードと運転免許証が一体化）
- ③ マイナンバーカードに免許情報を記録した上で運転免許証も保有

問合せ先
池田警察署 ☎572・0110
茂岩駐在所 ☎574・2013
豊頃駐在所 ☎574・2151
大津駐在所 ☎575・2002

※「十勝池田税務署」（池田町字旭町1丁目8番地8）では、混雑を回避するため、会場への入場には「入場整理券」（会場で当日配付または国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要です。

配付状況に応じて、後日会場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

マイナンバーカードを免許証として使う主なメリット

- ① 住所変更がラクに
市町村に行くだけでOK！
住所変更等は、自治体に届出するだけでOK！
警察での手続きが不要に。
- ② オンライン講習が可能
24時間好きな時に！
どこでも講習！
マイナポータルとの連携で更新時講習をオンラインで受講できます。
- ③ 更新手数料が安く
マイナ免許証は、免許証と比べて更新手数料が安くなります。